

条件明示書

(広島高速 5 号線外 道路附属施設詳細設計他業務)

1. 積算基準等について

- (1) 積算基準は広島高速道路公社土木設計業務等標準積算基準 令和 3 年 8 月版(広島県土木設計等標準積算基準)によるものとする。
- (2) 電気通信機械設計で使用する設計歩掛は、「施設工事調査等積算基準(ネクスコ東・中・西日本、令和 2 年版)」によるものとする。なお、条件については以下のとおりとする。
 - 1) 設計区分による直接人件費の率について
 - (a) 広島高速 5 号線の設計
 - ・設計区分による率:基本設計完成後詳細設計(65%)・・・詳細設計(道路照明設備)、修正設計
 - ・設計区分による率:詳細設計(100%)・・・詳細設計(CCTV 設備、交通量計測設備、可変式道路情報板設備)
 - (b) 広島高速 2 号線外電気通信設備更新設計
 - ・設計区分による率:基本設計完成後詳細設計(65%)・・・更新設計・修正設計のもの
 - ・設計区分による率:基本設計完成後詳細設計(65%)・・・詳細設計(CCTV 設備(新設))
- (3) 「設計打合せ」を「設計協議」と読み替えるものとする。
- (4) 交通費は、広島市内の本社・支社・営業所から公社(現地調査先含む)までのライトバン運転を見込む。
- (5) 設計業務委託等技術者単価は「令和 4 年度単価」によるものとする。
- (6) 印刷製本費は、「土木設計業務等標準積算基準 広島高速道路公社 令和 3 年 8 月」によるものとする。
- (7) 機械損料(ライトバン 1500CC、5 人乗り)は「建設機械損料表(一財 日本建設機械施工協会、令和 3 年度版)によるものとする。
- (8) ガソリン単価は「令和 4 年度土木工事設計資材単価表(広島県、令和 4 年 6 月改定)」によるものとする。